

令和8年2月定例会 総務委員会（事前）

令和8年2月9日（月）

〔委員会の概要 知事戦略局・企画総務部関係〕

出席委員

委員長	古野	司
副委員長	岡本	富治
委員	福山	博史
委員	眞貝	浩司
委員	庄野	昌彦
委員	立川	了大
委員	近藤	諭
委員	梶原	一哉
委員	達田	良子

議会事務局

議事課長	郡	公美
政策調査課課長補佐	福良	美和
議事課課長補佐	小泉	尚美

説明者職氏名

〔知事戦略局〕

局長	吉岡	健次
プロジェクト統括監	木野内	敦
政策統括監	阿部	順次
次長	大岡	士郎
秘書室長	一ノ宮	哲也
外事室長	藤川	忠大
政策推進室長	高木	和久

〔企画総務部〕

部長	佐藤	泰司
広域行政担当部長	島田	浩寿
副部長	高崎	美穂
参事	横田	勤
次長（財政課長事務取扱）	布施	貴史
次長（行政改革担当）	福岡	克己
政策企画課長	内海	はやと
法制監察課長	森本	伸一
人事課長	小山	高弘

自治研修センター所長	倉橋 文代
職員厚生課長	山名由起子
総務事務管理課長	宮井 陽子
管財課長	千崎 幸代
税務課長	小林 昭仁
市町村課長	林 耕治
地域連携課長	平島 充祐
情報政策課長	穉葉 圭司
情報政策課行政DX推進室長	西森 修
統計課長	福田 善仁

〔南部総合県民局〕

副局長	賀原 一徳
-----	-------

〔西部総合県民局〕

副局長	出口 修
-----	------

〔出納局〕

会計管理者（出納局長兼務）	森 琢真
副局長（会計課長事務取扱）	大久保 彰
公共入札検査課長	鈴江 和好
公共入札検査課公共入札担当課長	吉田 秀昭

【提出予定議案等】（提出予定議案、当初予算案の概要、補正予算案の概要、説明資料、説明資料（その2））

- 議案第1号 令和8年度徳島県一般会計予算
- 議案第2号 令和8年度徳島県用度・給与集中管理特別会計予算
- 議案第3号 令和8年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算
- 議案第16号 令和8年度徳島県証紙収入特別会計予算
- 議案第17号 令和8年度徳島県公債管理特別会計予算
- 議案第25号 徳島県行政手続条例の一部改正について
- 議案第26号 徳島県公益認定等審議会条例の一部改正について
- 議案第27号 知事等の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第28号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第29号 徳島県行政財産使用料条例の一部改正について
- 議案第30号 徳島県税条例等の一部改正について
- 議案第44号 徳島県立体駐車場（仮称）整備工事の請負等契約について
- 議案第49号 包括外部監査契約について
- 議案第50号 令和7年度徳島県一般会計補正予算（第9号）
- 議案第51号 令和7年度徳島県一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認につ

いて

- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分_の報告について

【報告事項】

- 不祥事案について

古野司委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（11時23分）

これより知事戦略局・企画総務部関係の調査を行います。

この際、知事戦略局・企画総務部関係の2月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

佐藤企画総務部長

初めに、提出予定案件の全体状況につきまして、令和8年2月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案53件及び報告4件であります。

その内訳は、予算案が第1号から第23号、第50号、第52号及び第53号の26件、条例案が第24号から第41号までの18件、負担金議案が第42号及び第43号の2件、契約議案が第44号及び第45号の2件、その他の議案が第46号から第49号及び第51号の5件、報告につきましては、第1号から第4号の4件となっております。

このうち、知事戦略局・企画総務部・出納局所管分は、予算案が第1号から第3号、第16号、第17号及び第50号の6件、条例案が第25号から第30号の6件、契約議案が第44号の1件、その他の議案が第49号及び第51号の2件、報告につきましては第1号の1件でございます。

それぞれの詳細につきましては、後ほど別の資料にて御説明いたします。

なお、現時点における追加提出予定議案といたしましては、現在作業中ではありますが、年度最終整理予算としての令和7年度2月補正予算案、徳島県高等学校等教育改革促進基金条例の制定につきまして、2月20日予定の一般質問の日に提出させていただきたいと考えております。

また、徳島新未来創生総合計画の変更につきまして、閉会日に提出できるよう鋭意作業を進めているところでございます。

それでは、議案の順序に従い、順次御説明いたします。

第1号から第23号の令和8年度当初予算案につきましては、令和8年度当初予算案の概要を御覧ください。

1 ページに記載のとおり、令和8年度当初予算の一般会計予算の総額は、A欄のとおり5,357億5,800万円となり、B欄の前年度当初予算に対して103.8%となっております。

2 ページを御覧ください。

当初予算における歳入の款別内訳につきまして、主なものを御説明いたします。

01の県税につきましては、当分の間税率廃止に伴う軽油引取税などが減となる一方、課税所得の増加に伴う個人県民税の増などにより、前年度比1.7%増の885億円を計上して

おります。

04の地方特例交付金につきましては、当分の間税率廃止に伴う軽油引取税の減収補填などにより、前年度比954.5%増の34億8,000万円を計上しております。

05の地方交付税につきましては、地方財政対策の伸び率などを勘案し、前年度比3.0%増の1,570億円を計上しております。

07の分担金及び負担金につきましては、国営吉野川下流域総合農地防災事業費に対する市町負担金の増などにより、前年度比213.1%増の62億1,936万円を計上しております。

12の繰入金につきましては、二十一世紀創造基金繰入金の増などにより、前年度比4.6%増の302億205万円を計上しております。

次に、3ページを御覧ください。歳出の款別内訳であります。

その主なものを御説明申し上げます。

02の総務費につきましては、職員の定年の段階的な引上げの影響による退職手当の増などにより、前年度比5.6%増の324億4,442万円を計上しております。

04の衛生費につきましては、病院事業に対する貸付金の増などにより、前年度比12.5%増の295億4,741万円を計上しております。

06の農林水産業費につきましては、国営吉野川下流域総合農地防災事業費に対する負担金の増などにより、前年度比15.8%増の353億335万円を計上しております。

13の諸支出金につきましては、地方消費税交付金の増などにより、前年度比7.7%増の432億2,971万円を計上しております。

続きまして、4ページを御覧ください。性質別歳出の内訳でございます。

人件費につきましては、職員の定年の段階的な引上げの影響による退職手当の増などにより、前年度比7.6%の増となっております。

投資的経費につきましては、県立学校施設機能強化事業などが減となる一方、漁業調査船「とくしま」新船建造事業の増などにより、前年度比5.0%の増となっております。

負担金、補助金につきましては、給食費負担軽減交付金、地方消費税交付金の増などにより、前年度比6.2%の増となっております。

出資金、貸付金につきましては、病院事業貸付金の増などにより、前年度比3.4%の増となっております。

5ページには特別会計の状況について、6ページには公営企業会計の状況について、それぞれ記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

次に、第50号、第52号及び第53号の令和7年度補正予算案につきましては、令和7年度2月補正予算（案）の概要を御覧ください。

1ページに記載のとおり、物価高対策や国の総合経済対策に呼応する施策、道路の維持補修や路肩緊急対策に加え、病院事業会計に対する緊急的な支援について、令和8年度当初予算と一体の予算として編成したものであり、補正予算の規模といたしましては、下ほどの3に記載のとおり、一般会計が93億9,480万円、病院事業会計が歳入のみの補正となりますが、23億5,692万2,000円となっております。

一般会計のうち、上段のとおり、経済対策分補正予算第9号は70億3,787万8,000円であり、物価高対策や国の総合経済対策等に係るものでございます。

下段の通常分、補正予算第10号は病院事業会計に対する繰出金であり、23億5,692万

2,000円となっております。

2 ページを御覧ください。

今回の補正に係る歳入であります。上段（1）に記載のとおり、国庫支出金及び繰越金、県債におきまして、補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、下段（2）に記載のとおり、総務費から教育費におきまして補正額を計上いたしております。

3 ページを御覧ください。

歳出の性質別の内訳を記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

なお、補正予算第9号につきましては、迅速な事業実施により、効果の早期発現を図る観点から、開会日におきまして先議をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

提出案件の全体状況につきましては以上でございます。

次に、総務委員会説明資料により、知事戦略局・企画総務部・出納局関係の提出予定案件の概要を御説明いたします。

3 ページを御覧ください。4 ページにかけて、令和8年度の知事戦略局・企画総務部・出納局主要施策の概要を12点でまとめてございます。

1 点目は、地方外交の推進でございます。

世界とつながり、互いに学び合い、共に発展を目指す、インターローカルの理念の下、県内経済の活性化や地域の課題解決を図るため、友好交流提携やMOUを締結している国・地域をはじめ、これまで関係を構築してきた国・地域との交流を深化、拡大してまいります。

2 点目は、未来につなげる広報の推進でございます。

国内外から県政への関心や理解をより一層深めてもらうため、即時性の高いSNSやインターネットのほか、新聞、テレビ、広報紙など多様な広報媒体を複合的に活用し、本県の魅力や県政方針・施策等について、あらゆる世代に効果的な情報発信を推進してまいります。

3 点目は、新次元の政策実現と持続可能な財政運営の推進でございます。

県政運営指針である徳島新未来創生総合計画の適切な進行管理とともに、統計データの作成と分析を行うほか、外部人材との連携等を通じた全庁的な政策立案能力の強化を図りつつ、計画の改善見直しを行ってまいります。

また、安心して持続可能な県民生活の基盤確保に向けた施策、生産性・付加価値の向上に資する攻めの投資により新次元の政策形成を推進するとともに、新たな歳入確保や既存事業の見直し、県税収入未済額の縮減等を通じて、持続可能な財政運営との両立を図ってまいります。

4 点目は、広域連携の推進でございます。

全国知事会や関西広域連合など広域連携の枠組みを活用した提案や要望等を、戦略的に展開してまいります。

5 点目は、最適な組織づくりの推進でございます。

中長期的視点での職員の戦略的な定数管理、並びに能力実証主義による人材の登用及び研修の充実による戦略的な人材育成を図るとともに、職員のワーク・ライフ・バランスの

確立とメンタルヘルス対策を推進してまいります。

6点目は、適正な法制事務及び公文書管理事務の実施でございます。

行政の円滑な執行に資するため、条例案等の適正な審査を行うとともに、公文書等の管理に関する条例に基づく公文書管理の適正な実施に努めてまいります。

4ページを御覧ください。

7点目は、県有財産の長寿命化・最適化の推進でございます。

徳島県公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、地域の実態やニーズに応じた施設の最適化を推進してまいります。

8点目は、市町村行財税政の充実強化でございます。

市町村の自主性や自立性などを発揮した行財税政運営や行財税政基盤の充実強化につながる助言・情報提供を行うとともに、市町村が抱える喫緊の課題への対策に一層踏み込んだ支援を実施してまいります。

9点目は、過疎地域等の振興でございます。

過疎地域等の振興を図るため、地域の実情に応じた過疎対策事業の円滑な推進に努めるとともに、活力ある地域づくりに向けた支援を実施してまいります。

10点目は、デジタルトランスフォーメーションの推進及び情報セキュリティの確保でございます。

外部DX人材を活用した市町村支援の実施により、自治体DXの促進を図るとともに、産学官民の共創拠点であるtoku-Noix（とくのわ）を核に、地域社会DXの取組を進め、県全体の地域DXを推進してまいります。

また、県庁DXの推進により業務改善を加速させ、職員の新しい働き方の実現と県民サービスの向上を図るとともに、サイバー攻撃など、外部からの脅威に対する強固な情報セキュリティ対策を実施してまいります。

11点目は、適正な公金管理でございます。

公金の適正な管理・運用やキャッシュレス決済の運用拡大など、公金収納の環境整備を通じた適正かつ効率的な会計事務を推進してまいります。

12点目は、入札事務の適正な執行及び公共工事の品質確保でございます。

公正性、競争性、透明性の確保された入札事務の執行、並びに検査事務の効率化、適正化を通じた公共工事の品質確保に努めてまいります。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和8年度一般会計当初予算案につきましては、表の左から2列目、令和8年度当初予算額の一番下の総計欄のとおり、総額が1,317億9,920万4,000円となっております。

6ページを御覧ください。

令和8年度特別会計当初予算案につきましては、表の左から3列目、令和8年度当初予算額の一番下の合計欄のとおり、総額が1,371億8,954万1,000円となっております。

次に、課別主要事項について、御説明申し上げます。

7ページを御覧ください。

知事戦略局につきましては、知事等の秘書業務や渉外事務のほか、地方外交や効果的な情報発信の推進に要する経費等を計上いたしております。

8ページを御覧ください。

政策企画課につきましては、県行政の効率的かつ円滑な推進を図るための連絡調整や、重要政策課題に係る企画調整等に要する経費を計上いたしております。

9ページを御覧ください。

法制監察課につきましては、監察事務や文書管理、法令審査等に要する経費を計上いたしております。

10ページを御覧ください。

人事課につきましては、職員の人事管理及び確保対策に要する経費や、職員研修に要する経費等を計上いたしております。

11ページを御覧ください。

職員厚生課につきましては、職員の退職手当に要する経費や、職員の健康管理、福利施設等の管理に要する経費を計上いたしております。

12ページを御覧ください。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理に要する経費等を計上いたしております。

13ページを御覧ください。

財政課につきましては、一般会計において、各種基金の積立金及び県債の元金償還、利子に要する経費等を計上し、14ページに移りまして、用度・給与集中管理特別会計と公債管理特別会計について、記載のとおり計上いたしております。

15ページを御覧ください。

管財課につきましては、一般会計において、県有財産の管理や万代庁舎及び合同庁舎の維持管理に要する経費等を計上し、16ページに移りまして、用度・給与集中管理特別会計について、記載のとおり計上いたしております。

17ページを御覧ください。

税務課につきましては、一般会計において、県税の賦課徴収費、地方消費税清算金、市町村に対する各種交付金等を計上し、18ページに移りまして、証紙収入特別会計について、記載のとおり計上いたしております。

また、19ページには県税等の収入見込額を記載のとおり計上しており、次の20ページではその内訳を記載しております。

21ページを御覧ください。

市町村課につきましては、一般会計において、市町村の行財税政への助言等に要する経費や選挙管理委員会の運営に要する経費等を計上し、22ページに移りまして、市町村振興資金貸付金特別会計について、記載のとおり計上いたしております。

23ページを御覧ください。

地域連携課につきましては、広域行政の推進に要する経費や過疎地域等の振興に要する経費等を計上いたしております。

24ページを御覧ください。

情報政策課につきましては、行政の情報化推進に要する経費や地域の情報化促進に要する経費等を計上いたしております。

25ページを御覧ください。

統計課につきましては、行政運営の基礎資料となる各種統計調査に要する経費等を計上

いたしております。

26ページを御覧ください。

出納局会計課につきましては、一般会計において、出納事務執行に要する経費等を、また特別会計で、証紙収入特別会計を記載のとおり計上いたしております。

27ページを御覧ください。

出納局公共入札検査課につきましては、工事検査に要する経費等を計上いたしております。

28ページを御覧ください。

議会事務局・人事委員会事務局・監査事務局につきましては、それぞれの運営に要する経費等を記載のとおり計上いたしております。

続きまして、29ページをお願いします。債務負担行為についてでございます。

上から1段目、人事課の徳島県職員奨学金返還支援費に係る補助金について、限度額1億1,250万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

また、財政課、管財課、税務課、市町村課及び情報政策課につきましては、それぞれ記載のとおり、限度額の設定をお願いするものでございます。

30ページから31ページにかけて、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について、それぞれ記載のとおり御承認をお願いするものでございます。

次に、32ページを御覧ください。

その他の議案等といたしまして、条例案が6件ございます。

①徳島県行政手続条例の一部を改正する条例でございます。

デジタル社会の形成を図るため、行政手続法の一部が改正されたことに鑑み、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における、聴聞及び弁明の機会の付与の通知の方式を改めるものであります。

33ページを御覧ください。②徳島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例でございます。

公益信託に関する法律の全部改正等に伴い、徳島県公益認定等審議会が公益信託に関する法律に規定する事項を処理する合議制の機関として位置付けられたことから、公益信託に係る事項を追加するものであります。

次に、③知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

知事等の特別職の給与につきましては、国の特別職に係る期末手当の支給割合が引き上げられたことに準じ、所要の改定を行うものでございます。

34ページを御覧ください。④徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の改正を行うものであります。

次に、⑤徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例でございます。

現在、万代庁舎の来庁者駐車場につきましては、来庁者が自動車を駐車する場合にのみ使用が認められておりますが、県民の利便性の向上及び行政財産の有効活用を図るため、来庁者以外の者が来庁者駐車場に自動車を駐車する場合につきましても、その用途又は目的を妨げない限度におきましてその使用を許可することに伴い、その使用料の額を定める

ものであります。

35ページを御覧ください。⑥徳島県税条例等の一部を改正する条例でございます。

地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、公益信託に係る個人の県民税の所得割の寄附金税額控除等について、所要の整備を行うとともに、公示送達の方法を改めるものであります。

36ページを御覧ください。（2）請負契約でございます。

ア、徳島県立体駐車場（仮称）整備工事に係る請負契約でございますが、職員駐車場の確保及び万代中央ふ頭のにぎわい創出に寄与することを目的に、万代5丁目職員駐車場において整備予定の立体駐車場につきまして、公募型プロポーザルを実施し、審査の結果、資料に記載の共同企業体を選定しましたので、御承認をお願いするものです。

37ページを御覧ください。（3）包括外部監査契約でございます。

ア、包括外部監査契約につきましては、令和8年度の包括外部監査を、弁護士、生長拓也氏に委託する契約について、御承認をお願いするものであります。

38ページを御覧ください。（4）専決処分の承認についてでございます。

昨日、2月8日に執行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費に係る補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、去る令和8年1月23日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認をお願いするものでございます。

専決処分内容といたしましては、市町村課所管の目名、選挙啓発費の摘要欄、衆議院議員総選挙臨時啓発費といたしまして250万円を、目名、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の摘要欄、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費といたしまして6億1,800万円、都合、6億2,050万円を増額したところでございます。

39ページを御覧ください。（5）専決処分の報告についてでございます。

この度、昨年発生しました県車両による交通事故につきまして、8件の和解が成立し、専決処分を行いましたので、その概要を御報告いたします。

1件目は、名西郡石井町所在の法人と賠償金7万400円で和解したもので、7月18日に、公道上で対向車をよける際、隣接する施設の塀に接触したものでございます。

2件目は、鳴門市在住の方と賠償金6万1,050円で和解したもので、8月21日に、民家を訪問する際、バックで進入しようとして倉庫の扉に接触したものでございます。

3件目と4件目は、同一事故によるもので、8月25日に、県車両が直進中、側道から出てきた車両と接触し、さらに、付近の民家の塀に接触したものでございます。阿波市在住の方と、それぞれ賠償金3万8,000円、36万800円で和解したものでございます。

5件目は、新潟県新潟市所在の法人と賠償金9万9,056円で和解したもので、9月15日に、相手施設から出ようとした際、駐車場入口に設置している支柱に接触したものでございます。

40ページを御覧ください。

6件目は、阿南市在住の方と賠償金21万5,000円で和解したもので、10月2日に、バックで発進した際、後方に駐車していた相手車両に接触したものでございます。

7件目は、徳島市在住の方と賠償金13万9,381円で和解したもので、10月14日に、駐車しようとしてバックした際、隣に駐車していた相手車両に接触したものでございます。

8件目は、徳島市在住の方と賠償金8万9,006円で和解したもので、11月27日に、同じく駐車しようとバックした際、隣に駐車していた相手車両に接触したものでございます。

交通事故の根絶には継続的な意識改革が不可欠なことから、改めて安全管理体制の再点検と交通法規の遵守を徹底し、職員の規範意識を高い水準で維持し、県民の皆様から信頼される事故のない県庁づくりにしっかりと取り組んでまいります。

続きまして、総務委員会説明資料（その2）を御覧いただきたいと存じます。

令和7年度2月補正予算案でございます。

こちらは、先ほど提出予定議案の全体状況で御説明いたしました。開会日での先議をお願いいたしたい案件でございます。

3ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、表の一番下に記載のとおり、補正前の限度額630億5,300万円、補正後の限度額650億6,100万円であり、差引き20億800万円の補正をお願いするものでございます。

以上で提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料はお配りしておりませんが、企画総務部から1点御報告申し上げます。不祥事案についてでございます。

昨年12月に盗撮行為を行ったとして逮捕、起訴された河川政策課の職員を、去る2月4日付けで懲戒免職処分といたしました。

この度の行為は、公務員としてあるまじきものであり、断じて許されるものではなく、誠に遺憾であります。

今後、県民からの信頼回復に向け、より一層の職員の綱紀の粛正及び服務規律の確保の徹底に努めてまいります。

企画総務部関係の報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしく御願い申し上げます。

古野司委員長

次に、関西広域連合議会議員の福山委員から、関西広域連合議会の活動状況について報告を受けたいと思います。

【報告事項】

- 関西広域連合議会について

福山博史委員

それでは、前回の報告に引き続き、関西広域連合議会の活動について、その概要を報告いたします。

まず、昨年12月13日に本県において開催されました防災医療常任委員会についてであります。

理事者から、広域職員研修の推進、広域医療の推進、関西防災・減災プランの改訂中間案について説明がなされ、委員から、来年度のドクターヘリの運航状況及び今後の対応について、構成府県域におけるトイレカー等の現状・連携についてなどの質問がなされまし

た。

その後、南海トラフ地震における広域防災拠点による支援体制の在り方検討状況についての報告が行われました。

次に、1月9日に大阪市において開催されました総務常任委員会についてであります。

理事者から、令和8年度主要事業案、第6期広域計画中間案及び第6期関西創生戦略案について説明がなされ、委員から、大阪・関西万博を契機とした海外との連携強化に関する具体的な取組内容についてなどの質問がなされました。

最後に、1月19日に大阪市において開催されました産業環境常任委員会についてであります。

理事者から、広域産業振興の推進、広域農林水産業振興の推進について説明がなされ、委員から、スタートアップへの支援について、関西広域農林水産業ビジョンにおける課題や戦略についてなどの質問がなされました。

報告は以上であります。

古野司委員長

関連して、理事者において説明又は報告すべき事項があればこれを受けたいと思います。

【報告事項】

- 関西広域連合委員会について（資料1）

島田広域行政担当部長

私からは、関西広域連合委員会に関しまして、御報告をさせていただきます。

資料1を御覧ください。

令和7年11月定例会での御報告の後に開催されました計2回の委員会における主な協議事項等につきまして、御説明させていただきます。

まず、12月20日に、初めての試みといたしまして、Web会議形式で開催されました第184回関西広域連合委員会についてでございます。

1ページを御覧ください。関西パビリオンアフター万博の取組等についてでございます。

各府県市では、資料3ページ以降に記載のとおり、大阪・関西万博をきっかけといたしまして、海外の自治体・企業等との様々な交流、連携が進んだところでございます。

各委員からは、万博のレガシーとして生かすためにも、万博で交流のあった駐日外交団との新たな交流の機会を作ってはどうかとの提案と、提案に対する賛同の声が相次ぎ、今後、関西広域連合としても検討を進めることになりました。

次に、22ページを御覧ください。

1月22日に開催されました第185回関西広域連合委員会についてでございます。

令和7年度関西広域連合協議会大学生等との意見交換会～関西ミライトーク～の開催についてでございます。

関西広域連合では、関西の現状や課題について、若者世代の理解を促進するとともに、関西広域連合の取組運営等の参考とするため、平成28年度から毎年、域内の大学生等から政策提案を募集し、意見交換を行っておりまして、徳島開催から始まった関西ミライトー

クは、開催県を一巡し、今年度は2月21日に、9年ぶりの徳島県開催となります。

今回の関西ミライトークには、過去最多の20大学36チームから応募があり、書類審査を通過した9チームが意見交換会に参加し、プレゼンテーションが行われます。

後藤田知事からは、開催に向け、鋭意準備を進めており、若者世代の国際化を支援するような取組も行いたいとの発言がございました。

関西広域連合委員会に関する御報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

古野司委員長

以上で説明等は終わりました。

午食のため、休憩いたします。（11時55分）

古野司委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

達田良子委員

参考資料でいいますと、147ページに徳島県職員奨学金返還支援事業が入っております。

この中で、支援の対象が、令和8年度及び令和9年度に徳島県職員に採用された者で、総合土木、林業、建築の職種に限ると書いています。

今、総合土木、林業、建築でどれぐらいの方がおいでて、そしてどういう理由でこれに限るのか、お尋ねいたします。

小山人事課長

ただいま達田委員から、徳島県職員奨学金返還支援事業について御質問を頂きました。

まず初めに、在職の状況でございますけれども、まず総合土木職で令和7年度当初の時点で約500名、林業職で約150名、建築職で約60名となっております。

対象職種をこの3職種に限定させていただいた理由につきましては、いわゆる採用予定人数に対する採用者数、採用充足率といえますけれども、他の職種に比べて特に低い傾向にございまして、これまでも受験者数の確保のために採用試験の実施時期の前倒しや受験者の負担軽減のための職務能力試験の導入など、様々な施策を講じてきたところでございますけれども、民間企業の採用活動の活発化などによりまして、採用割れが常態化している状態にございます。

特に、土木職につきましては、職員数に占める50歳以上の職員の割合が5割を超えておりまして、年齢構成の平準化が急務となっております。

このまま技術職の人材確保が困難な状況が続きますと、公共事業の執行にも支障が生じまして、災害対応力の低下やインフラ老朽化への対応の遅れなど、県民の安全安心の確保や県内企業の雇用の維持確保にもマイナスのおそれがあるところでございまして、今回この職種に限定して奨学金返還支援制度を設けることとしたわけでございます。

達田良子委員

土木、林業、建築という、技術を持った職員さんがなかなか集まらないという事情は分かるのですが、県で仕事をされている方、ほかの職種の方がたくさんいらっしゃるわけですよね。

そういう中で、この職種だけに限るというのは、職員さんの平等の観点からも少し違うのではないかなと思うのですが、その点はどのようなのでしょうか。

ほかの方は、何かほかに奨学金があるから対象としないのか、その点どういう理由なのか教えていただけたらと思います。

小山人事課長

ただいま達田委員から、3職種に限定する点について、他の職種にも広げるべきではないかという観点での御質問かと思えます。

他の職種で同様に採用が厳しいということでは獣医師もその対象ではございますけれども、獣医師に関しましては、先行して獣医師の就学資金貸与制度を設けているところがございます。それ以外の職種では、医師につきましてもそういった制度がございます。

その他の職種に関しましては、確かにそうした制度が設けられていないところではあるのですが、行政事務に関しましては充足率も9割以上を保っている状況でございます。課題として認識はしておりますが、まずはこの3職種から開始させていただいて、その効果について検証を行ってまいりたいと考えているところでございます。

達田良子委員

今、ほとんどの方が大学へ行く場合に奨学金を借りる、また受ける、そういう状況であるとお聞きしているのですが、それを就職したての時から返還していかなければいけないわけですよね。

その奨学金を受けておられる方の奨学金額、返さなければいけない金額というのが平均どれぐらいなのか、それで就職して何箇所目から返済しなければいけないのか、その点を教えていただけたらと思います。

小山人事課長

奨学金の貸与額等についての御質問を頂きました。

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業に関するデータ集、令和7年10月公表の資料によりますと、一人当たりの平均貸与額につきましては無利子奨学金で210万円、有利子の奨学金で324万円となっております。

償還の開始時期については、すみません、手元に資料がなくて、いつぐらいから償還が始まるのかについては詳細が分かりません。

達田良子委員

日本の奨学金は、先進国に比べて非常に貧弱ということで、本当に大変な就職したての頃から支払をしていかなければいけないという状況で、暮らしも大変だと思うのですが、これを見てもみますと、採用後3年以上県で就業する者ということになっていきますよ

ね。

大体、3年目以降ですね、5年間この事業が適用されるわけなんですけれども、ちなみに県庁に就職されて3年以内に辞めた方がどれぐらいいるのか分かりますか。

小山人事課長

ただいま達田委員から、3年以内に退職した方の人数ということで御質問を頂きました。

昨年度、令和6年度ですけれども、普通退職した人数は53名いますが、そのうち3年以内に退職した人数は15名となっております。

達田良子委員

今回は事前委員会ですので、その理由など詳しくお聞きすることはできませんけれども、奨学金を受けて返していかなければいけない、そのうちの2分の1、あるいは3分の1となっていますけれども、支援を受けられる職種、対象が限られてしまうというようなことでは公平感がなくなると思うんです。

人が足りないから、恐らく、こちら辺に支援しようということでお考えになっているんだと思うんですけれども、こういう支援を受けたいという方が全て受けられるような奨学金支援制度にしていくべきではないかと私は思いますし、そのことがやはり徳島県の知名度アップといいますか、好感度アップにつながって、徳島だったら就職しようかということにつながっていくのではないかと思いますので、是非この辺はもう少し制度をお考えいただけたらと思います。

土木、林業、建築にしても、本当に優秀な方が集まってこられるような制度にしていただけたらと思いますので、要望させていただきたいと思います。

もう1点、説明資料の117ページに、徳島新未来創造推進交付金がございます、これが県と市町村が協働して取り組むべき重要課題ということですが、人口減少対策、それから防災対策の2本柱として、いろんなことに取り組みましようということ。人口減少対策については自由提案枠と移住・観光などの重点対策枠があるのですけれども、移住・観光については何となくイメージが湧くのですが、自由提案枠の4,000万円が具体的にどういうものになるのかが、なかなかイメージが湧かないんですけれども、県はどのようにお考えなのでしょうか。

林市町村課長

ただいま達田委員から、徳島新未来創造推進交付金の人口減少対策における自由提案枠部分について、御質問を頂いてございます。

まず、この交付金につきましては、未来に引き継げる徳島の実現に向けまして、県と市町村が協働して取り組むべき重要課題に対応するために創設させていただこうと考えているものでございまして、喫緊の課題でございます人口減少対策と南海トラフ巨大地震等を見据えた防災対策を2本柱と位置付けまして、地域の実情に即した先進的かつ実効性の高い取組を行う市町村を支援してまいりたいと考えているところでございます。

まず、人口減少対策の部分につきましては、市町村の自由な発想による事業を支援する自由提案枠と、委員からお話がありましたけれども、移住及び観光分野を重点的に支援す

る重点対策枠を設けまして、県の総合計画に掲げるK P Iの向上に資する取組を幅広く支援してまいりたいと考えているところでございます。

また、防災対策につきましては、津波浸水被害想定公表によりまして、早急な対応が必要となっていることから、市町村が実施するハザードマップや津波避難計画の更新、津波避難路や一時避難場所の機能強化などを、ハード、ソフト両面から支援してまいりたいと考えているところでございます。

先ほど委員の御質問にございました人口減少対策における自由提案枠についてでございますが、人口減少対策につきましては、本県における最重要課題の一つでございます。これまでも国庫補助金や県単独補助金を活用し、移住促進や子育て支援、産業振興、住宅の耐震化など、様々な取組を進めてきたところでございますけれども、一方、人口減少の要因や影響につきましては、地域ごとにいろいろ異なるところもございまして、画一的な制度や、既存の補助金に加えまして、各市町村の様々な課題や実情に即した、よりきめ細やかな支援が求められているところでございます。

このため、本交付金につきましては、市町村が地域の実情に応じて、自由な発想で事業を提案できる自由提案枠を設けさせていただいたところでございまして、自由提案枠の創設によりまして、多様化、複雑化するそれぞれの自治体の地域課題に対し、既存の枠にとらわれない柔軟な視点での解決策を探っていこうというものでございます。

達田良子委員

これは、【1】、【2】とありまして、【2】が移住とか観光になっています。ですから、【1】につきましては、移住によって人口を増やしていこうというのとは、また別の観点で考えていただきたいということだと思っておりますけれども、何にしましても住みよい地域であることが一番だと思っております。

例えば、子育て支援であるとか、あるいは結婚したいと思っているけど、なかなか出会いがなくて結婚できないとか、そういうふうな取組、今現在、県がやっているんだけど、それらのことをもっと拡充して強化していくということも当てはまるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

林市町村課長

ただいま達田委員より、自由提案枠について、どのような事業を想定しているのかという御質問を頂いたところでございます。

この自由提案枠につきましては、先ほども御説明させていただきましたように、人口減少対策として各市町村が抱える地域固有の課題に着目いたしまして、その解決策や県の総合計画に掲げるK P Iに資する事業を幅広く想定しているところでございまして、具体的には、委員からお話のありました特色ある子育て支援策の実施や魅力ある学校づくりの推進、地域産業の担い手の確保、あるいは就業機会の創出、あるいは地域社会D Xの推進とか、県の総合計画に掲げるK P Iに資する事業を幅広く市町村から提案いただいて、外部委員を含む選定委員会を設置いたしまして、事業を選定してまいりたいと考えているところでございます。

達田良子委員

幅広く、その地域の実情に応じた取組ということで案が出てくるのではないかと思うんですけども、出てきた案に対して、これは大丈夫です、いけますよと、どこが決定するのか、最後にそのことを教えていただけたらと思います。

林市町村課長

ただいま達田委員より、事業の選定について、どこが決定するのかという御質問を頂いたところでございます。

事業の選定につきましては、先ほど少しお話しさせていただきましたけれども、外部委員を含む選定委員会を設置いたしまして、本交付金の趣旨を踏まえ、公平性、透明性を確保しつつ、事業内容を専門的かつ多角的に評価できる体制としてまいりたいと考えているところでございます。具体的には、人口減少対策とか防災、地域振興とか財政分野などに知見を有する外部有識者等も含めて構成いたしまして、客観性と専門性を担保してまいりたいと考えているところでございます。

なお、審査に当たっては、あらかじめ評価基準を明確に示した上で、各委員が同一の観点に基づきまして審査を行える体制で事業を選定してまいりたいと考えているところでございます。

古野司委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で知事戦略局・企画総務部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時22分）